

令和8年度ツキノワグマ被害防止対策啓発業務委託

業務仕様書

令和 8 年 7 月
岩 手 県

1 目的

県内におけるツキノワグマ（以下「クマ」という。）による人身被害の多発等を踏まえ、県民に対して、クマの生態やクマを人里に寄せ付けない工夫、クマとの遭遇を未然に防ぐ方法やクマに遭遇した際の身の守り方等について周知することにより、人身被害の防止を図ることを目的とする。

2 業務の仕様等

(1) テレビCM

業務内容	テレビCMの制作・放映に関する次の事項 ア 企画構成（自然保護課と調整） イ 取材、撮影・CG制作及びその他編集 ウ 確認用動画データの作成及び確認調整作業 エ 修正 オ 放映 カ ホームページ公開及びデータ作成
対象	ア 山菜篇、山篇は、クマの人身被害が多い高齢世代（60歳から80歳）を中心とすること。 イ 人里篇、岩手県クマ出没情報共有アプリ「Bears（ベアーズ）」周知篇は、全世代を対象とすること。
規格等	ア 放送形態 事前制作を行ったCM（15秒）を放映すること。 イ 放送局と放送時期 ・ 視聴率等が有効な岩手県内の4放送局以上とすること。ただし、特定の放送局で多く放映されるなど偏りがないように留意すること。 ・ 9月から11月及び3月に、合計60回放映することとし、重点的に放送する時期は9月から10月とすること。 ・ 世代に合わせて、適切に周知できる時間に放映すること。 ・ クマの生態に合わせて、適切に周知できる時期に放映すること。 ・ 具体的な放映開始日、期間等については、別途調整することとする。 ウ 内容 ・ 山菜篇、山篇、人里篇、岩手県クマ出没情報共有アプリ「Bears（ベアーズ）」周知篇の4種制作すること。 ・ ただし、9月から11月に放映するのは山篇、人里篇、岩手県クマ出没情報共有アプリ「Bears（ベアーズ）」周知篇の3種であり、山菜篇は放映しない。 ・ 制作に当たっては、新たに制作するほか、令和6年度に制作したCM（山菜篇、山篇及び人里篇を制作）をベースに制作することも可とする。 ※ 令和6年度に制作したCMのデータ提供を希望する場合は、資料1「企画コンペ実施要領」3(1)担当課に連絡すること。 (参考：令和6年度に制作したCM等) https://www.youtube.com/channel/UCgePcRQ-Z9eL-EKj2z4i_mg ・ 高齢世代を対象にした広報では、聞き取りやすい音声及び速度にすること。 ・ クマとの遭遇を未然に防ぐ方法やクマに遭遇した際の身の守り方など、県民にとって効果的かつ分かりやすい内容とすること。

	- CMの放映時間を考慮し、放映時間内に収まらない内容については、CMの中で県ホームページに誘導させるなど、閲覧者が自発的にクマとの遭遇を未然に防ぐ方法やクマに遭遇した際の身の守り方等を学べる内容とすること。 - 対策を知っていても、日常の中で実際の行動に移すまでには至らない県民もいると考えられる。こうした点を踏まえ、「納得できる」「記憶に残る」「行動したくなる」といった心理に働きかけながら、行動変容につながるよう工夫すること。
納品媒体	電子媒体（放映したCMが録画されたDVD-R等）

(2) ラジオ広報

業務内容	ラジオ広報の制作・放送に関する次の事項 ア 放送原稿案（自然保護課と調整） イ 修正 ウ 放送
対象	ア クマの人身被害が多い世代（60歳から80歳）を中心とすること。 イ 広い世代に向けて放送することも可とする。その際は、世代の定義（年齢層等）を提示するなど、対象を明確にすること。
規格等	ア 放送形態 生放送番組内で枠を設け、制作した読み原稿をもとに、アナウンサーが朗読する（1分程度）。 イ 放送局と放送時期 - 対象世代に向けて放送することを踏まえ、聴取率等が有効な岩手県内の2放送局以上とすること。ただし、特定の放送局で多く放送されるなど偏りがないように留意すること。 9月から11月及び3月に、合計60回放送することとし、重点的に放送する時期は9月から10月とすること。 - 世代に合わせて、適切に周知できる時間に放映すること。 - クマの生態に合わせて、適切に周知できる時期に放映すること。 - 具体的な放送開始日、期間等については、別途調整することとする。 ウ 内容 - クマとの遭遇を未然に防ぐ方法やクマに遭遇した際の身の守り方など、県民にとって効果的かつ分かりやすい内容とすること。 - クマに関する番組アナウンサーのコメントを原稿朗読後に盛り込む等、聴取者がより分かりやすいコーナーとなるよう工夫を凝らすこと。 - 対策を知っていても、日常の中で実際の行動に移すまでには至らない県民もいると考えられる。こうした点を踏まえ、「納得できる」「記憶に残る」「行動したくなる」といった心理に働きかけながら、行動変容につながるよう工夫すること。
納品媒体	電子媒体（放送したラジオが録音されたDVD-R等）

(3) 新聞広告

業務内容	新聞広告の制作・掲載に関する次の事項 ア 掲載紙面案（自然保護課と調整） イ 修正
------	--

	ウ 掲載
対象	全世代を対象とすること。
規格等	ア 掲載形態 制作した原稿を掲載すること。 イ 掲載紙 岩手日報の朝刊 ウ 掲載時期 9月から11月及び3月の間に、合計3回以上掲載することとし、重点的に掲載する時期は9月から10月とすること。 エ 内容 - クマとの遭遇を未然に防ぐ方法やクマに遭遇した際の身の守り方など、県民にとって効果的かつ分かりやすい内容とするとともに、岩手県クマ出没情報共有アプリ「Bears（ベアーズ）」の周知も図ること。 - 閲覧者に訴求力のあるものを制作するため、クマの人身事故件数のグラフ、クマの写真やイラストなど、見やすさを意識すること。 - QRコードを付すなど、閲覧者が自発的にクマとの遭遇を未然に防ぐ方法やクマに遭遇した際の身の守り方等を学ぼう工夫すること。 - デザインについては、写真、フリー素材、イラストレーターによる挿し絵など、クマの被害対策等に効果的なものとする。 - 対策を知っていても、日常の中で実際の行動に移すまでには至らない県民もいると考えられる。こうした点を踏まえ、「納得できる」「記憶に残る」「行動したくなる」といった心理に働きかけながら、行動変容につながるよう工夫すること。
納品媒体	電子媒体(掲載した紙媒体を電子化したCD-ROM等)

(4) 自由提案

上記(1)から(3)の内容に加え、クマとの遭遇を未然に防ぐ方法やクマに遭遇した際の身の守り方を広く啓発するため、効果的な内容・方法(例:クマに関するデジタル新聞記事に岩手県クマ出没情報共有アプリ「Bears（ベアーズ）」の広告を出すなど、効果的な広報活動の展開等)を提案すること。

また、提案にあたっては、企画の狙い、ターゲット、実施方法及び期待される効果について具体的に記載すること。

なお、実施に要する経費は、必須提案事項に要する経費を合わせ、資料1「企画コンペ実施要領」1(4)の範囲内とする。

【提案の留意点】

- 対策を知っていても、日常の中で実際の行動に移すまでには至らない県民もいると考えられる。こうした点を踏まえ、「納得できる」「記憶に残る」「行動したくなる」といった心理に働きかけながら、行動変容につながるよう工夫すること。
- 専門的な知識がなくても直感的に理解できるものとする。
- クマ対策の具体的な行動(音出し、餌となるものの管理、出没情報の確認等)を、分かりやすく理解できる表現とすること。
- クマの出没状況は特に9月から10月が多いことから、当該期間に集中して広報を行うこととしているが、近年は4月からの山菜採りに伴う人身被害が発生しており、被害防止のためには、2月から3月における広報が重要であるため、秋口と春先にも広報活動を行うこと。

(参考:クマ出没状況)

https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/056/087/20260716shutubotu.pdf

(参考：クマによる人身被害の状況)

https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/056/087/20260727_higai.pdf

(5) 提案に当たっての留意事項

- ア CMの制作・放映、ラジオ広報及び新聞広告の制作に当たり、取材、撮影、その他必要な業務の一切を行うこと。なお、本仕様書に記載のない事項で本業務を遂行するために必要となる事項は全て実施すること。
- イ 本業務を実施するに当たり、運営方針やスケジュール等を提示すること。
- ウ 一時的な効果ではなく、継続的な効果が見込める仕様となるよう努めること。
- エ 本業務で制作する題材は、クマの危険性が伝わるようにすること。
ただし、過度に危険性を伝えることで、ヒトとクマを含む野生生物との共生に悪影響を及ぼし、観光地としての本県への来訪を妨げる風評につながるようなことがないよう留意すること。
- オ 本業務における素材(写真や挿し絵等)の収集については、原則、受託者が行うこと。
- カ 本業務に係る経費(取材、人件費、放映費、デザイン費、写真調達費等)の一切を委託料に含むこと。
- キ 本業務で制作したものについて、下記の二次利用が想定されるため、後年度以降の放映等にも活用できる内容とし、出演者の肖像権やBGM等に関する著作権等の権利関係の処理を行うこと。
- ・ 県が主催する会議・イベント等
 - ・ 県が発信するSNSへの掲載等
 - ・ 県が承認した者による二次利用
- なお、当該二次利用は本契約終了後においても引き続き継続するものであること。また、出演者等各種権利者からの了解を得られない場合は、自然保護課と取扱いについて別途協議すること。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月15日まで

4 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

- ア 委託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 委託者は、監理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができるが、事前に県に対し書面にて、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する監理方法等必要事項を報告しなければならない。
- また、受託者が委託する第三者についても、「企画提案実績要領」中、「3 プロポーザル参加者の資格に関する事項」に定める参加資格の要件(3)から(9)に準じること。

(2) 再委託の相手方

委託者は、上記(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めるとともに、可能な限り、障がい者の雇用又は社会参画が図られるよう、配慮するものとする。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 県は、(1)イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるよう請求することが

できる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に県に対して書面で通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、委託料の支払が完了したときをもって受託者から県に移転することとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年 3 月 30 日岩手県条例第 7 号）を遵守しなければならない。

(7) その他

仕様書に定めのない事項及び解釈上疑義が生じた場合には、担当者と協議の上、定めることとする。